

○追手門学院大学海外留学奨励金規程

2006年3月13日

制定

(目的)

第1条 この規程は、追手門学院大学の学部又は大学院の学生の海外留学を支援するための「追手門学院大学海外留学奨励金」(以下「留学奨励金」という。)について必要な事項を定める。

(資金)

第2条 留学奨励金は、次の各号をもって資金とする。

- (1) 寄付金
- (2) 大学収入金からの繰入金

(資格)

第3条 留学奨励金を受ける者は、次の各号の条件を満たす者でなければならない。

- (1) 人物、学業ともに優秀であること。
- (2) 海外留学に必要な語学について、一定水準以上の能力を有すること。
- (3) 海外の大学等で本学と学生交流協定を結ぶ機関に、三か月を超えて留学すること。

(給付)

第4条 留学奨励金は給付とし、以下の第8条に該当する場合を除き、返還を要しない。

(金額)

第5条 留学奨励金は、月額5万円以内で別途定める額とし、六か月を超えて受給することはできない。

(申請)

第6条 留学奨励金の受給を希望する者は、所定の期日までに書類を調べ、国際交流教育センターを通じて、学長に提出しなければならない。

(受給者の決定)

第7条 留学奨励金の受給者は、国際交流教育センター委員会で選考し、決定する。

(返還)

第8条 留学奨励金の受給者が途中で留学を停止した場合は、留学奨励金の全部又は一部を返還しなければならない。

(所管)

第9条 留学奨励金に関する事務は、国際交流教育センターにおいて行う。

(細則)

第10条 この規程の施行について必要な事項は、細則で定める。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、国際交流教育センター委員会の議を経て行う。

附 則

この規程は、2006年4月1日より施行する。